

# 会員 事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その1**

このコラムでは、今月からシリーズで協会のことをわかりやすく紹介していきます。会員になって日の浅い方には、協会と自分の関係、協会がどのような活動を行い、どのような役割を果たしているのか、はっきりとイメージできていない方もいるのではないのでしょうか。そんな方には是非このコラムを読んでいただき、自分が会員であることの意義を再確認してほしいと思います。また、ベテランの会員、指導的な立場にある方は、これを後輩や入会を躊躇している方を導くのに用いて、組織率アップに役立てていただければ幸いです。

### 作業療法士になるということ

作業療法士は国家資格です。国家資格は、国がその仕事の専門性に必要性和有用性を認め、法律で定めた資格です。ですから、作業療法士の資格をもっているということは、あなた個人の人生にとって益があるだけではありません。あなたが望むと望まざるとを問わず、公に益となる<sup>おおよけ</sup>ことが国から期待されている、ということが国家資格者には付いて回ります。冒頭から嫌な例で恐縮ですが、あなたが何か犯罪事件を起こしてしまったとします。それが作業療法業務に関係していればもちろんのこと、たとえそれが作業療法業務とは全然関係のない事件であったとしても、「作業療法士、〇〇〇〇」と職名付きで報道されてしまいます。これも裏返してみれば、作業療法士の公益性のしるしであると言えるでしょう。作業療法士となったからには、いつも自分の存在の公益性を自覚し、それに誇りと責任をもってほしいと思います。

### 役に立つ作業療法士になるためには

作業療法士が公に有用であるためには、どんなことが必要でしょうか。一度資格を取ってしまえば事足りる、というのではあまりに乱暴すぎます。国家資格の取得は、やっとスタートラインについたということにすぎません。医療技術は日々進歩していますし、保健・医療・福祉の法律や制度も大きく変化し続けています。作業療法の分野でも新たな知見や研究成果が次々と発表されています。対象者も、10年前の高齢者と10年後の高齢者では世代も異なり、興味関心もメンタリティも大きく異なっているかもしれません。子どもを取り

巻く環境も、自分が子どもだった時代とはまるで違ってきています。ぼんやりしていると世の中に取り残され、役に立たない、形だけの有資格者“ペーパー作業療法士”になってしまいかねません。

そんな、めまぐるしく変化する現代社会の中で、作業療法士が本当に役立つ専門家であるためには、最新の学術的な研究やその成果にいつもアンテナを張りめぐらせておくことが必要です。また、今の法制度で求められている知識と技能をどんどん身につけて、常に最高水準の専門性を発揮できるような準備をしておくことも求められるでしょう。さらに作業療法士がその専門性を発揮できるためには、適材適所、本当に必要とされている場に、必要な数だけいなければ意味がありません。そのためには、法制度や報酬の点数を変えて作業療法を導入しやすい環境づくりをするほか、潜在的に作業療法士を必要としている利用者や他職種に作業療法士の存在や有用性をもっと知ってもらう努力もしなければなりません。

### 日本作業療法士協会の存在意義

これらのことは個人レベルでできることもあります。すぐに限界に直面してしまったり、その人だけの例外的な対応で終わったりしてしまいがちで、公に意味のある確かな結果をもたらすことにはなかなか繋がりません。ここに日本作業療法士協会の存在意義があります。協会は作業療法士の全国組織として、作業療法の学術研究の発展、作業療法士の生涯教育、作業療法士のための制度対策、作業療法の普及と振興、作業療法士の国際交流、作業療法士による災害対策などの



ために様々な活動を行っています。これらの活動は、作業療法士であるあなた個人の私的利益を図るためというより、第一義的には、作業療法士全体の質と有用性を高め、その公益性を促進するために行われています。そうすることが国民の健康と福祉の向上に役立つと信じているからです。そして、こうした協会の活動が、結果的には（言わば副産物のようにして）、あなたの個人的な職業生活にとっても大きな益となっている筈なのです。

### あなたと日本作業療法士協会との関係

日本作業療法士協会は、作業療法士の有資格者で、且つ上記のような協会の目的に賛同する者を正会員とする団体です。2015年3月1日現在、日本には70,676人の作業療法士がいると考えられ、そのうちの約7割にあたる49,802人の作業療法士が当協会の正会員になっています。これを読んでいるあなたが作業療法士であれば、あなたも正会員の一人であり、あなたのような作業療法士が5万人集まって当協会は成り立っているわけです。5万人の人の集まり——このような規模の集団について、あなたはどのようなイメージを抱くでしょうか。

例えば、お隣の日本理学療法士協会の会員は93,273人（2014年6月現在）で、当協会の倍近くの人数がいます。もう一方の日本言語聴覚士協会の会員は23,773人（2014年3月現在）であり、当協会の半分ほどです。どちらにしても、当協会とはずいぶん差があるように見えます。けれども、看護師を見てみると、就業している人数だけでも153万7,813人（2012年現在）と桁違いに多く、これと比較すると数万人の差など大した違いではないのかもしれませんが。ちなみに、日本の人口は2014年9月現在約1億2,704万人と言われているので、看護師の人数は総人口の約1.2%に相当すると言えますが、作業療法士は0.056%にすぎません。たくさん数字を並べてしまいましたが、言いたいことは、作業療法士の数が増えたとはいえ、全体から見れば、

まだまだ小さな群れだということです。

もちろん、小さいからと言って萎縮する必要はありません。むしろ、その有用性が国から認められた専門職なのですから、堂々と、過不足なく、自らの専門性をアピールし、適材適所、必要なときに必要な場で使っていただくように売り込んでいけばよいのです。しかし、小さい群れがさらに小さくバラバラになってそれを行ったのでは、アピールできるものもアピールできなくなってしまいます。作業療法士同士がお互いに切磋琢磨することは、自らを高めていくためにとても大事なことです。対外的には小さい群れが一致団結して取り組んでいくことが何よりも大切です。その時は、あなたもこの小さな群れの一員です。決して他人事ではありません。「他の人がやってくれるだろう」「もっと偉い人が何とかしてくれるにちがいない」という姿勢でいるかぎり、事は動いていきません。こんなに小さな群れの中では、あなたが、あなた自身が、どう動くかで、事は大きく変わってくるのです。

日本作業療法士協会も、一つの団体であるかぎりは、会長や理事もいますし、さまざまな協会活動に従事している会員もいます。しかし会長も理事も、あなたと同じ作業療法士の一人です。会長や理事が日本作業療法士会を背負っているように、あなたにもあなたなりに日本作業療法士協会を背負っていただかなければなりません。ですから、あなたと協会との関係は、「あなた」対「協会」という構図にはなり得ません。「あなた」は「協会」が成り立つための構成員なのです。あなたと「協会」がギブアンドテイクの関係になったり、対立関係になったりするのはおかしいのです。むしろ、あなたは小さな群れである協会の一員として協会から派遣され、この日本の社会や他職種に向けて作業療法の有用性を知らしめ、それを実証する使命を帯びているのです。会員一人ひとりがこれを行っていくことで、小さな群れである日本作業療法士協会も初めて一つの確かな力を持つことができるでしょう。

# 会員事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その2**

このコラムは、シリーズで協会のことをわかりやすく紹介することを目的に、先月から始めました。前号では、作業療法士になるということ、その作業療法士であるあなたと、日本作業療法士協会との関係について述べました。今回と次回は、日本作業療法士協会がどのような団体であるかを解説したいと思います。まずは形式面から、法人組織としての特徴をお伝えしましょう。

### 日本作業療法士協会はどのような団体か（1）

この問いに対しては、まず形式的にお答えすることになります。日本作業療法士協会は、作業療法士という国家資格者を正会員とする職能団体の全国組織で、一般社団法人という法人格を有しています。

#### 1. 職能団体

職能団体とは何でしょうか。それは特殊な技能や専門的資格をもつ人たちが集まり、専門性向上のための研究に努め、知見を共有し、専門的技能の維持・伝達のための相互研鑽や研修を行い、有益な情報を提供・交換し、専門職としての就業環境を整備・改善するための諸活動を行う組織です。具体的には、学会や研修会を開催したり、機関誌や学術誌、広報誌等の出版物を発行したり、官公庁や関係団体と様々な交渉をしたり、団体としての立場を明確にして声明を発表したり、といったことを行います。

日本作業療法士協会も、作業療法士の職能団体としてこのような活動を積極的に展開しています。しかし当協会の場合、これらの活動をすべて、自分たち専門職の社会的地位の改善のみを目的として行うのではなく、専門職としての社会的役割を深く自覚し、専門職が国民にとって真に十全に役立つ者となり、専門職として獲得した学術的知見や技能、有益な情報などを広く社会に還元するために行っています。ここに協会活動の公益性があります。日本作業療法士協会の定款には、法人の目的として、「作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の向上に資すること」（第3

条）が掲げられていますが、協会の活動は直接的にも間接的にもすべてこの目的に向けて展開されているのです。


#### 2. 全国組織

「日本……」という名称がついていることが全国組織であることを表しています。全国組織とはどのようなのでしょうか。都道府県ごとに作業療法士会があります。こちらも作業療法士の職能団体ですが、都道府県単位の組織で、都道府県単位の活動をしており、構成員もその都道府県に勤務しているか在住している者に限られます。これに対して全国組織は、日本国の作業療法士免許を有している者であれば誰でも、全国どこにいても（海外に在住していても）その構成員になることができます。

また、全国組織というのは、同じ目的、同じ会員資格を条件とするならば、基本的に一国に一つしか存在しない筈の組織です。それが職能団体であれば、その国のその専門職を代表し、取りまとめる立場にもなります。したがって、例えば国の官公庁が、あるいはまた外国の機関が、日本の作業療法士に関することで何かを通知したり、相談や交渉をしたり、依頼や要請などをしたいと思う場合は、日本作業療法士協会を窓口に定めて、それを行ってくるわけです。

#### 3. 一般社団法人

日本作業療法士協会は一般社団法人という法人格をもっています。法人であり、社団法人の一つであり、具体的には一般社団法人であるということになります。



そもそも法人とは何でしょうか。

### 1) 法人とその種類

法人とは法律上の人格のことです。人間には一人ひとり人格があり、私たちは人格のある者として権利と義務を有しています。団体にも、法律上の権利と義務の主体となる資格（権利能力）が認められ、そのような意味で人格とされた存在があり、これを法人といいます。

法人には様々な分類や種類があります。国からその存立目的を与えられた公法人（例えば地方公共団体、日本銀行、日本道路公団など）とそれ以外の私法人。私法人には社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、宗教法人など様々な種類があり、また営利法人か非営利法人かといった分け方もあります。会社は営利社団法人であり、日本作業療法士協会は非営利一般社団法人である、といった具合です。すべての法人について説明することはできませんので、ここでは社団法人と財団法人に限定して解説します。

社団は人の集合体である団体であり、財団は財産の集合体である団体です。財団法人は、一定の固定した目的の下に集められた財産に法人格を与え、権利の主体としたものです。こうすることによって、せっかくの財産が不特定の目的や誰かの恣意によって使われてしまうことなく、団体の設立者がその設立時に規定した目的に従って運用されていくことになります。他方、社団法人は、一定の目的の下に集まった人から構成された団体に法人格を与えたもので、その構成員を法律用語で社員といいます（会社の従業員としてのいわゆる会社員ではありません）。社団法人は、社員総会という最高意思決定機関での決定に基づいて事業を執行していきます。日本作業療法士協会が社団法人であるわけはこれでご理解いただけるものと思います。

### 2) 法人としての認定手続き

さて、ある団体が社団法人もしくは財団法人として設立許可される、つまり法律上の権利と義務の主体となる資格（権利能力）が認められるためには一定の手続きが必要です。かつては、この手続きや要件をそれぞれに定めた法律が存在せず、民法第34条（法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められ


た目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。）に基づき、その領域を担当する主務官庁の裁量によって設立が許可されてきました。わが日本作業療法士協会の場合は、主務官庁である当時の厚生省より、昭和56年（1981年）3月19日付けで社団法人としての設立が許可されています。

ところがその後、平成12年から20年にかけて、行政改革の一環として公益法人制度改革が行われ、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」などの主要な法律が制定されました。これにより、従来の単なる社団法人・財団法人という名称はなくなり、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人という分類の下で新たな法人制度が動き始めました。旧民法下で法人化された社団法人は、平成20年12月から5ヵ年の移行期間内に、一般社団法人に移行するか、公益社団法人の認定を受けるかの手続きをしなければなりません。

### 3) 当協会の場合

日本作業療法士協会は、平成21年度から公益法人制度対策委員会を設置して情報収集と検討を開始し、理事会と社員総会で報告と審議を重ねてきましたが、最終的に一般社団法人に移行することを決定し、平成24年4月1日付けで移行認可を受けました。当初はこの一般社団法人への移行も、公益社団法人として認定を受けるまでの通過点と考えていましたが（『日本作業療法士協会誌』第1号 p.6）、その後さらに熟慮を重ねた結果、平成26年度定時社員総会では、「当分の間、従来どおり一般社団法人としての事業活動を継続する」ことの承認を受けています。

上述の「1. 職能団体」でも述べましたように、日本作業療法士協会は公益的な事業活動を行っている社団法人です。協会活動の公益性については、協会設立以来、微塵の疑いもなく、諸先輩方が真面目に積み上げてきました。それではなぜ公益社団法人の認定を受けなかったのでしょうか。この問題については様々な場で協会の考え方を公表してきましたので詳しくはそちらを読んでいただきたいのですが（『平成26年度定時社員総会議案書』p.84～85、『日本作業療法士協会誌』第31



号p.4～5)、ひとことで言うと、現行の公益法人制度でいうところの公益性と、協会が考えている公益性との間に理解の違いがあるからです。協会は、国家資格者である作業療法士の質と有用性を高め、作業療法士が適材適所に配置され、国民から求められている専門性を発揮できるようにすることを協会の中心的な事業に据え、そうすることを通して結果的に、国民と健康と福祉の向上に寄与したいと考えていますが、これは公益法人制度が規定している「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること」という意味での(直接的な)公益性に対し、「間接公益」と位置づけられ、現時点では公益認定の対象とはされていない現実があります。もちろん協会も学術関連事業や災害対策関連事業など純然たる直接公益的な事業も行っていますし、いずれ「直接公益」に重点を移行させることに吝かではありません。しかし目下協会は、時代の要請に応えられる作業療法士の育成と、そのために必要な制度や環境の整備が喫緊の課題であると認識しており、このために実施される一定割合以上の事業は「間接公益」にならざるを得ません。幸い、国や関連団体との交渉など作業療法士の社会的地位の向上に関わる活動において、当協会が一般社団法人であって公益社団法人でないことを理由に何らかの不利益を被るような事態は全く生じておりませんので、ここは無理をせず、当分の間は一般社団法人として事業活動を継続することにした次第です。

#### 4. 組織率

職能団体には、強制加入制がとられている団体と、そうでない団体があります。弁護士や税理士などは職能団体への加入が法律で義務づけられていますが、作業療法士の場合は職能団体への加入は任意です。これを組織率(有資格者全体のうちその職能団体に加入している人の比率)という観点から見ると、前者は常に100%ですが、後者は有資格者の意識の持ちようによって変動します。専門職として一致団結して事に当たり、皆で社会の荒波を乗り越えていかなければならないという意識が高まると、職能団体に加入する人が増え、

組織率は上がりますが、職能団体などがなくても自分は自分一人の力でやっていけると思う人が増えれば、組織率は下がることとなります。

これをお読みになっているあなたはおそらく会員でいらっしゃるの、わざわざ申し上げる必要のないことでしょうか、「職能団体などがなくても自分は自分一人の力でやっていける」と言えば、そうとは言い切れない面もあります。たしかに、いちど作業療法士の資格を取ってしまえば、作業療法士として就職でき、医療施設であれば作業療法の診療報酬等を請求することができるようになります。しかし、そもそも今のようなカリキュラムで作業療法士になるための養成教育を受けられたこと、作業療法士として就職口があったということ、今の診療報酬制度の中で作業療法の点数を請求できたことなどは、あなたの力によってできたわけではありません。作業療法士の養成教育と生涯教育、作業療法士の職域拡大、作業療法士の配置基準、作業療法士の診療報酬や介護報酬などが今日のように整備されているのは、日本作業療法士協会という職能団体が、そしてそれを構成している会員一人ひとりが、過去50年間、コツコツと実践を積み重ね、知見を取りまとめ、日夜集まっては未来を語り、知恵を絞り、国や関係団体との渉外活動に臨んで、作業療法士の有用性を示し続けてきた成果なのです。こうした歴史の厚みと、先人による実績の集積を抜きにして、あたかも自分が自分一人でやっていけているように思ってしまう人がいるとすれば、「木を見て森を見ず」という状態に陥っていると言わざるを得ません。

日本作業療法士協会の現在の組織率は約70%です。これを多いと見るか少ないと見るかは、見る人の立場や視点によって意見の分かれるところでしょうが、今も又これからも、日本の作業療法士が放っておいても安泰であるなどとは決して言えない状況にあることだけは確かです。前回述べましたように、協会はまだまだ小さな群れです。できるだけ多くの作業療法士に結束していただき、協会活動を盛り立てていただければと思っています。

# 会員事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その3**

このコラムは、シリーズで協会のことをわかりやすく紹介することを目的に連載を始め、今回が3回目です。今回は、日本作業療法士協会が団体・組織・法人としてどのような特徴をもっているかという形式的な側面を説明しましたので、今回からは協会活動の具体的な内容を解説してまいります。

### 日本作業療法士協会はどのような団体か（2）

#### 1. 協会組織の全体像

まず図1をご覧ください。これが現在の協会組織図です。まず「正会員」の中から「代議員」（社員）が選挙によって選出され、そのすべての社員をもって構成される「社員総会」が最高意思決定機関として存在します。この社員総会の下に、社員総会で選任された理事（会長・副会長・常務理事を含む）と監事によって構成される「理事会」があります。

「理事会」は、「社員総会」の意思決定に基づき、さまざまな業務の決定と執行を行います。その大方針は「第二次作業療法5ヵ年戦略（2013 - 2017）」に記

載されている内容です。

「理事会」は、その大方針を具体的な形にするために、各項目の達成目標の設定、予算立案、規約整備など業務執行の決定を行っています。そして理事会決定に基づいて、その具体的な業務を遂行していくのが「公益目的事業部門」と「法人管理運営部門」です。「公益目的事業部門」は国家資格を持つ者の社会的責任である“公に資する”ための事業を展開しています。これに対して「法人管理運営部門」は会員5万人からなる法人組織を動かしていくための業務を担っている部門です。今回はまずこの「公益目的事業部門」から概説していきたいと思えます。

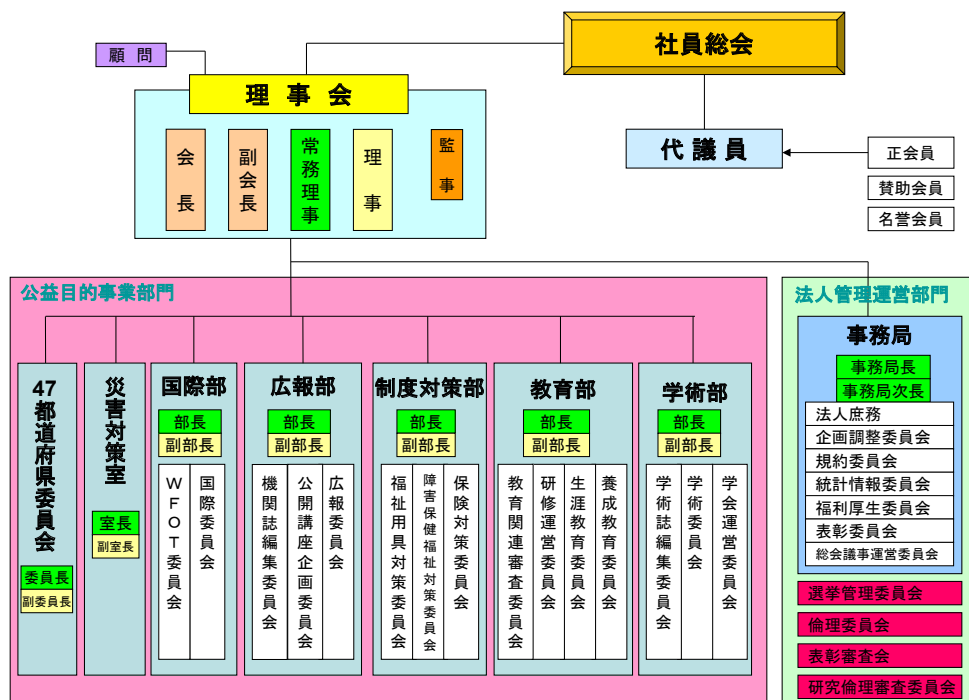


図1 一般社団法人日本作業療法士協会 組織図（平成27年4月現在）



## 2. 定款第2章

日本作業療法士協会が行っている「公益に資する様々な事業活動」とは、何を目的とした、どのような活動なのでしょう。それを箇条書きにして端的にまとめられているのが定款第2章です。

そもそも「定款」とは何でしょうか。定款<sup>ていかん</sup>というのは社団法人や財団法人の基本的な規則をまとめたものであり、その団体の言わば“憲法”のようなものです。定款のさらに上位には、前回のこのコラムでも触れた「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」があり、この法律に根拠をもち、この法律に反したり矛盾したりしないように定款は定められています。その範囲内で、それぞれの団体がそれぞれの独自性を打ち出して、団体の自己同一性を規定しているのが定款です。当協会の定款は、当協会が任意団体から社団法人としての設立許可を受けた昭和56年に最初の形が出来ましたが、平成24年の一般社団法人への移行時に全面的に改定され、その後微修正を経て今日の姿になっています。現行の定款は協会のホームページに全文が掲載されていますので、ぜひ一度目を通してみてください。

さて、それでは話を戻して、まずはその定款第2章

を見てみましょう。表1に示したのが第2章のすべてです。そして実際、協会活動の目的と事業のすべてがこれらの文言に集約されていると言えます。

## 3. 事業の目的

協会の目的は、「作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の向上に資すること」と謳われています。つまり、なるほど協会は作業療法士の職能団体として、学会を開催したり学術誌を出したり（学術の研鑽）、生涯教育制度を設けて各種研修会を行ったり（技能の研鑽）、倫理綱領や職業倫理指針を定めて職業人としての規律を定めたり（人格の陶冶）、社会保障制度の中での作業療法士の配置や妥当な報酬の設定のために国や他職種に働きかけたり、広く国民に作業療法のことを知っていただくための活動を行ったり（作業療法の普及発展）しているわけですが、これらは決して作業療法士の自己満足や利己的な関心のために行っているのではなく、すべては「国民の健康と福祉の向上に資する」ためであると宣言しているのです。ここに当協会の公益目的性の意識が明確に表現されていると言

表1 定款第2章（目的及び事業）

(目的)	
第3条	この法人は、作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の向上に資することを目的とする。
(事業)	
第4条	この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
	(1) 作業療法の学術の発展に関する事業
	(2) 作業療法士の技能の向上に関する事業
	(3) 作業療法の有効活用の促進に関する事業
	(4) 作業療法の普及と振興に関する事業
	(5) 内外関係団体との提携交流に関する事業
	(6) 大規模災害等により被害を受けた人への支援を目的とする事業
	(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2	前項に定める事業は、その実施地域を本邦及び海外とする。

えるでしょう。

#### 4. 事業活動

表2をご覧ください。ここには公益目的事業部門に属する5つの部、1つの室、1つの委員会ごとに、その主な業務分掌と活動の例が記載されています。

業務分掌とは各部署が分担すべき職務を大枠で列挙したもので、定款施行規則第28条に規定されています。この業務分掌に応じて、各部署では必要に応じて部内委員会や、さらにはその下に小委員会や班を設置し、担当する職務の遂行に当たっています。

この表で示した活動の例は、あくまでも主な活動をいくつか列挙したに過ぎませんし、これらの活動も時代や社会の要請、会員の置かれた状況等によっても変わっていくものです。ここでは各業務分掌に対応している協会活動が具体的にどのようなものか、まずそのイメージを大まかにつかんでいただければ結構です。そしてもし、もっと詳しく知りたいという方は、協会ホームページに掲載されている『平成27年度定時社員総会議案書』をお読みください。ここには平成26年度の事業報告、平成27年度の事業計画などが、予算とともに詳細に記載されています。

では改めて、協会がどのような事業活動を行っているか、一つ一つ見ていきましょう。今回は最初の3つの大きな事業と、それを担っている学術部・教育部・制度対策部について概説していきます。

##### 1) 作業療法の学術の発展に関する事業

作業療法の学術の発展に関する事業を担っているのは「学術部」です。学術部には「学術委員会」、「学会運営委員会」、「学術誌編集委員会」の3つの部内委員会があり、総勢90人余りの部員が活動しています。

前回お伝えしたように、日本作業療法士協会は職能団体です。「〇〇学会」と称して、その領域の学術研究に専念するいわゆる学術団体ではありません。職能団体にとっての学術事業は、事業項目として見れば数ある事業の一つにすぎないとも言えます。しかし学会(学

術集会)の開催、査読のある専門誌の発行、研究活動の奨励と促進、専門領域の枠組みの提示、定義や専門用語の整備・改定、介入効果を示す事例の組織的な集積、学術資料の体系的な整備などは、その専門職の学問的基盤をつくり、療法の効果や有用性を科学的に根拠づける、専門性の主張にとって本質的な営みであり、当協会においても設立当初から大切にされてきた中心的な事業です。

具体的には、作業療法の基本的な視点・目標・内容・過程等の枠組みの提示(『作業療法ガイドライン』『作業療法ガイドライン実践指針』等の策定・改訂)や、学術資料の作成と収集(作業療法マニュアルシリーズの刊行、学術データベースの構築など)があります。また、会員の学術活動に対しては、研究発表の場(日本作業療法学会の開催)や誌面(学術誌『作業療法』『Asian Journal of Occupational Therapy』の発行)を提供し、研究助成金を交付して支援・促進し(課題研究助成制度の運用)、また作業療法の有用性と効果を客観的に明示するための根拠の集積(事例報告登録制度の運用、事例報告集の刊行)などを主たる事業内容としています。

##### 2) 作業療法士の技能の向上に関する事業


作業療法士の技能の向上に関する事業を担っているのは「教育部」です。教育部には「養成教育委員会」、「生涯教育委員会」、「研修運営委員会」「教育関連審査委員会」の4つの部内委員会があり、総勢200人余りの部員が活動しています。

作業療法士にとって専門教育が重要であることは言うまでもありません。古今東西を問わず作業療法士であるからには身につけておかなければならない普遍的な専門技能がある一方で、同じ技能でも時代や社会の要請によって重点の置き方やそれを実現する場が変わってきたり、新しい技術や道具の導入によって習得すべき事柄が増えたり、特定の領域における特殊技能があつたりします。学ばなければならないことは増えこそすれ、決して減ることはなく、作業療法を必要と



表2 公益目的事業部門各部署の主な業務分掌と活動例

部署名	主な業務分掌	主な活動の例
学 術 部	(1) 作業療法の臨床領域における専門基準に関すること	「作業療法ガイドライン」「作業療法ガイドライン実践指針」「疾患別ガイドライン」等の作成
	(2) 作業療法の学術的発展に関すること	課題研究助成制度の運用、作業療法の定義改定
	(3) 学会の企画・運営に関すること	日本作業療法学会の企画・運営
	(4) 学術資料の作成と収集に関すること	「作業療法マニュアル」シリーズの企画・編集、事例報告登録制度の運用と事例報告集の編集、キーワード集の作成、学術データベースの構築
	(5) 学術雑誌の編集と論文表彰に関すること	学術誌『作業療法』『Asian Journal of Occupational Therapy』の企画・編集、優秀論文の審査・表彰
教 育 部	(1) 養成教育の制度と基準に関すること	「作業療法士教育の最低基準」等の作成・改訂、「作業療法教育ガイドライン(案)」の検討、「指定規則」等法・省令の検討、教育関係資料調査の実施
	(2) 養成施設の教育水準の審査と認定に関すること	WFOT 認定等教育水準審査の実施
	(3) 臨床教育に関すること	「臨床実習の手引き」等の作成・改訂、臨床実習指導者研修制度・臨床実習指導施設制度の運用
	(4) 国家試験に関すること	作業療法士国家試験問題の検討と意見書作成
	(5) 生涯教育制度の設計に関すること	基礎研修・認定作業療法士制度・専門作業療法士制度等の設計・改正・拡充の検討
	(6) 生涯教育制度の運用に関すること	都道府県における制度の推進活動、認定作業療法士・専門作業療法士の認定審査、生涯教育履歴閲覧システムの運用
	(7) 作業療法の研修に関すること	全国研修会・認定作業療法士研修会・専門作業療法士研修会・作業療法重点課題研修会・教員研修会・臨床実習指導者研修会等の企画・準備・開催運営
制 度 対 策 部	(1) 医療保険における作業療法に関すること	診療報酬に関する会員の実態調査、診療報酬改定に向けての要望書・資料作成及び渉外活動、会員に向けての普及講習会の企画、関連制度の手引きの作成
	(2) 介護保険における作業療法に関すること	介護報酬に関する会員の実態調査、介護報酬改定に向けての要望書・資料作成及び渉外活動、会員に向けての普及講習会の企画、関連制度の手引きの作成
	(3) 保健・福祉各領域における作業療法に関すること	保健・福祉領域における会員の実態調査、会員の意見交換会の企画・開催
	(4) 障害児・者に係る法制度における作業療法に関すること	障害児・者関連法制度の改定に向けての要望書・資料作成及び渉外活動、関連制度の手引きの作成
	(5) 障害児教育における作業療法に関すること	特別支援教育への作業療法士の参画推進に関する実態調査、渉外活動、普及・広報活動
	(6) 作業療法における福祉用具・住宅改修等に関すること	福祉用具の利活用推進に向けての相談支援・IT 機器レンタル・研究開発・臨床評価促進等に関する事業の実施
広 報 部	(1) 国民に対する作業療法の広報に関すること	機関誌・広報誌の企画・編集、ホームページの企画・運用、ポスター・パンフレット・広報グッズ等の企画・制作、広報用映像作品の企画・制作
	(2) 国民に対する作業療法啓発講座等の企画・運営に関すること	作業療法フォーラムの企画・運営、国際福祉機器展等、他職種向けの研修会、出展活動
国 際 部	(1) 国際的な学術交流、研修、教育支援等に関すること	日本作業療法学会における国際シンポジウムの企画・開催協力、国際交流セミナーの企画・開催協力、JICA ボランティアの活動支援
	(2) 世界作業療法士連盟に関すること	世界作業療法士連盟本部との連絡調整、各種文書の翻訳・公表、連盟個人会員の入会促進、WFOT 認定等教育水準審査の状況報告
	(3) 国外の関係団体・関係者との連絡調整に関すること	各国作業療法士協会との交流・連携、東アジア諸国交流会の企画
災 害 対 策 室	(1) 大規模災害発生時及び復興時の支援活動に関すること	被災士会・事務局連絡調整室と連携した被災状況の情報収集、災害支援活動の企画立案・工程管理・報告
	(2) 大規模災害を想定した平時の支援体制の整備に関すること	「大規模災害時支援活動基本指針」「災害支援ボランティア活動マニュアル」「災害支援ボランティア受け入れマニュアル」等の策定・改訂、災害支援ボランティアの登録・研修
47 都道府県委員会	(1) 本会と都道府県作業療法士会が協働して解決すべき諸課題に対する認識の共有に関すること	都道府県作業療法士会に対する各種アンケート調査、47 都道府県委員会会議の開催
	(2) 諸課題に対応するための本会と都道府県作業療法士会の協力・支援等の方策立案に関すること	生活行為向上マネジメントの普及促進・認知症初期集中支援チームへの参画促進に関する検討及び方策立案、作業療法推進活動パイロット事業助成事業制度の運用



する方々に適切な作業療法を提供するために、作業療法士として在る限り、学び続けることが求められます。養成校における卒前教育が基礎になることは当然ですが、それはスタートラインに過ぎず、現役の作業療法士として働くためには、基本的技能を常に深化（進化）させ、時代に即応した知識と技能を習得し続けていくことは必須です。養成校の基礎教育でさえ、時代や社会の要請に敏感に反応し見直しを図っていかなければ、今必要とされている作業療法士を世に送り出すことができなくなってしまいます。

そこで教育部の具体的な事業活動は、卒前教育に関しては養成教育の枠組みの提示（『作業療法士教育の最低基準』の策定・改訂、『作業療法教育ガイドライン（案）』の検討、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」等法制度の検討）、国と国際基準に基づく養成校の審査（WFOT 認定等教育水準審査）、教員向けの各種研修会の実施、臨床実習の質の向上（『臨床実習の手引き』の策定・改訂、臨床実習指導者研修制度・臨床実習指導施設制度の運用）、作業療法士国家試験問題の検討と意見書作成などを行っています。

卒後教育に関して協会は生涯教育制度を構築し、この枠組みの中で、都道府県作業療法士会の協力による基礎研修、認定作業療法士制度、専門作業療法士制度の設計・定期的な見直し・さらなる拡充を図っています。生涯教育制度は、取得したい資格により（認定作業療法士研修・専門作業療法士研修）、あるいは協会が重点的に推し進めている活動項目により（作業療法重点課題研修）、多岐にわたる様々な研修メニューを用意しています。また、様々な領域の最も新しい情報や、国や協会の方針を学ぶ機会として全国研修会も年2回の頻度で開催されています。そして生涯教育におけるひとつの到達点として「認定作業療法士」資格の取得や更新、「専門作業療法士」資格の取得や更新があり、そのつど試験を含む認定審査が行われています。

### 3) 作業療法の有効活用の促進に関する事業

作業療法の有効活用の促進に関する事業を担ってい

るのは「制度対策部」です。制度対策部には「保険対策委員会」、「障害保健福祉対策委員会」、「福祉用具対策委員会」の3つの部内委員会があり、総勢200人余りの部員が活動しています。

作業療法士が国民の健康と福祉に真に役に立つようになるためには、作業療法士側の質を向上させる努力もさることながら、作業療法士が適材適所に登用され、その技能が有効に活用されるための場や仕組みの開発も不可欠です。このような場や仕組みは、放っておいても自然に出来てくるようなものではなく、既存の制度をより良いものに変えてそこに食い込んでいったり、有効活用に適した新しい制度の創設に加わったりする、積極的な働きかけが求められます。今ではあって当たり前と思われている作業療法の診療報酬も、作業療法士が国家資格化された昭和40年から9年後の昭和49年にやっと創設された経緯があります。作業療法という特殊技能の専門性、作業療法士が介入することの効果、医療経済的な有用性の根拠などを明示して、法制度を作っている国や、作業療法士に指示を出したり作業療法士と協働したりする他職種に対して、アピールし、理解してもらうことで、作業療法士を役立てていただく仕組みを創り出すことが必要でしたし、今も、そしてこれからも必要なのです。

具体的には、医療保険や介護保険、障害福祉制度や特別支援教育、福祉用具の利活用などの各領域で、作業療法の有効性を実証するための活動（会員に向けての実態調査、それを取りまとめた各種統計資料や有効事例の作成）、国や他団体に対する渉外活動（要望書の作成、要望し理解を求める交渉活動、各種の検討会議や協議会等への参画）を行うと同時に、要望や獲得目標となっている内容や項目（あるいは獲得できた事項）を会員に周知し、それに十全に応えられる作業療法士の養成（診療報酬・介護報酬等の制度改定対応研修）や相談支援（福祉用具の利活用に関しては今号の特集で詳しく解説）、制度改定に関する情報提供などを行っています。

# 会員事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その4**

このコラムは、シリーズで協会のことをわかりやすく紹介することを目的に連載を始め、今回が4回目です。今回は協会活動の具体的な内容として、学術部、教育部、制度対策部の諸事業を取り上げましたので、今回は引き続き広報部、国際部、47都道府県委員会、災害対策室の諸事業について解説してまいります。

### 日本作業療法士協会はどのような団体か（3）

#### 4. 事業活動（前号からのつづき）

表1をご覧ください。前回も掲げた表ですが、公益目的事業部門のうち今回取り上げる4つの部署に絞って、その主な業務分掌と活動例を記載したものです。

#### 4) 作業療法の普及と振興に関する事業

作業療法の普及と振興に関する事業を担っているのは「広報部」です。広報部には「広報委員会」、「公開講座企画委員会」、「機関誌編集委員会」の3つの部内委員会があり、10人余りの部員が活動しています。

「作業療法の普及と振興」ということでまず思い浮かぶのは、作業療法の有用性や作業療法士の活用などを、作業療法士以外の人に向けて広く宣伝し、訴え、呼びかけることではないでしょうか。このような広報を“外向け”の広報とすれば、これと同じくらいに（考えようによってはそれ以上に）重要なのが“内向け”の広報、つまり協会が会員に対して行う広報活動があります。協会が今何を考え、何をしようとしているか、そして会員の皆さんに何をしてほしいと思っているか、目下どのような取り組みが求められているかを、我が事として知っていただくことが不可欠なのです。作業療法士全体が状況認識や課題を共有し、一致団結して事に向かうことができれば、必ずや作業療法士の有用性に対する認識は広まり、作業療法士が登用される機会も増え、自ずと作業療法士の社会的地位も向上するに違いありません。

広報部の具体的な活動のうち最近特に力を入れたのがホームページの企画・運用です。これ以外の外向けの広報活動としては、毎年新作を発表しているポスター、各種パンフレット、必要に応じて企画・制作している各種の広報グッズなどもあります。広報用映像作品としては、最近では認知症の人と家族の支援のために企画・制作されたDVD（『二本の傘』）やその解説パンフレットなどもあります。さらに一般市民や他職種に向けて広く作業療法の有用性を知っていただくた

めに、「作業療法フォーラム」と題して講演会やシンポジウムの企画などを行ったり、各種の大規模な展示会に協会のブースを出展して宣伝広報活動を行ったりしています。他方、内向け、つまり会員向けの広報活動としてまず筆頭に挙げられるのが、今お読みいただいているこの機関誌『日本作業療法士協会誌』の企画・編集です。機関誌は「職能団体としての主義主張、声明、協会方針に沿った特集企画、協会各部署の活動記録とその解説、関連資料等を掲載し、協会の公式記録を保存」とともに、学会や研修会、刊行物など「総合的な形で機関情報を提供していく」任を負っています（本誌第1号、2012年4月発行、p.5）。この機関誌を毎号熟読していただければ、今協会で何が中心的な話題になっており、何に力を入れているのかが自ずとお分かりいただけるでしょう。

#### 5) 内外関係団体との提携交流に関する事業

協会が他の団体や法人与1対1で交渉したり、協力して一つの事業を行ったり、一つの交渉事に臨んだり、あるいは共に協議会のような場に参画して共通する課題に取り組んだりすることは、様々な部署がその分掌業務に応じて様々な形で担っています。しかしここでは殊更に提携と交流を主眼として事業を行っている「国際部」と「47都道府県委員会」を取り上げることにします。国際部は言うまでもなく海外の関係団体との提携交流を事業の主軸に据えており、47都道府県委員会は国内の都道府県作業療法士会と緊密に連携・協働することを目的に設置された部署です。

##### (1) 国際部

国際部には「国際委員会」と「WFOT委員会」という2つの部内委員会があり、15人余りの部員が活動しています。

日本作業療法士協会は1970年に準会員、1972年には正会員として、世界作業療法士連盟（World Federation of Occupational Therapists: WFOT）の加盟団体となりました。加盟当時は300人足らずだった会員が今では5万人と世界有数の会員数を擁するまで

表1 広報部・国際部・47都道府県委員会・災害対策室の主な業務分掌と活動例

部署名	主な業務分掌	主な活動の例
広報部	(1) 国民に対する作業療法の広報に関すること	機関誌・広報誌の企画・編集、ホームページの企画・運用、ポスター・パンフレット・広報グッズ等の企画・制作、広報用映像作品の企画・制作
	(2) 国民に対する作業療法啓発講座等の企画・運営に関すること	作業療法フォーラムの企画・運営、国際福祉機器展等、他職種向けの研修会、出展活動
国際部	(1) 国際的な学術交流、研修、教育支援等に関すること	日本作業療法学会における国際シンポジウムの企画・開催協力、国際交流セミナーの企画・開催協力、JICA ボランティアの活動支援
	(2) 世界作業療法士連盟に関すること	世界作業療法士連盟本部との連絡調整、各種文書の翻訳・公表、連盟個人会員の入会促進、WFOT 認定等教育水準審査の状況報告
	(3) 国外の関係団体・関係者との連絡調整に関すること	各国作業療法士協会との交流・連携、東アジア諸国交流会の企画
47都道府県委員会	(1) 本会と都道府県作業療法士会が協働して解決すべき諸課題に対する認識の共有に関すること	都道府県作業療法士会に対する各種アンケート調査、47都道府県委員会会議の開催
	(2) 諸課題に対応するための本会と都道府県作業療法士会の協力・支援等の方策立案に関すること	生活行為向上マネジメントの普及促進・認知症初期集中支援チームへの参画促進に関する検討及び方策立案、作業療法推進活動パイロット事業助成事業制度の運用
災害対策室	(1) 大規模災害発生時及び復興時の支援活動に関すること	被災士会・事務局連絡調整室と連携した被災状況の情報収集、災害支援活動の企画立案・工程管理・報告
	(2) 大規模災害を想定した平時の支援体制の整備に関すること	「大規模災害時支援活動基本指針」「災害支援ボランティア活動マニュアル」「災害支援ボランティア受け入れマニュアル」等の策定・改訂、災害支援ボランティアの登録・研修

に発展し、昨年は過去最大規模の WFOT 大会を開催するまでに至ったことは皆さんの記憶にも新しいことと思います。WFOT に会員として加盟できるのは、世界の国または地域ごとに、そこを代表する1つの作業療法士の団体（協会）であり、養成教育の最低基準などいくつかの審査基準を満たすと加盟が承認されます。加盟団体は自ら1名の WFOT 代表（および2名の代理）を選出し、この WFOT 代表は、隔年で開催され、WFOT の最重要事項を決定する WFOT 代表者会議に出席して議決権を行使することができます。国際部の WFOT 委員会は、この WFOT 代表や代理を中心に、WFOT 本部や他の WFOT 加盟団体との連絡調整を行うほか、WFOT の重要文書の翻訳・公表、国内の作業療法士養成校の WFOT 認定状況（教育部が行う WFOT 認定等教育水準審査の結果）の WFOT 本部への報告などを行います。


上記のような WFOT とその加盟団体という関係性の枠組みがある一方で、具体的な国際交流は、一定の地域にある複数の国々の間、二国間、養成校や病院・施設どうし、個人的な人間関係などの様々なレベルで、専門家派遣や研修などの事業や、学術・教育上の情報

交換、人的な親善交流など様々な内容で行われています。協会も国際委員会を中心に、国際交流の場を設け、国際交流を後押しするような活動を展開しています。具体的には、日本作業療法学会で国際シンポジウムを企画・運営したり、東アジア諸国の作業療法士協会に声を掛けて交流会を開催したり、会員向けに国際交流セミナーを企画したり、青年海外協力隊など JICA ボランティアとしての活動を支援したりしています。

#### (2) 47 都道府県委員会

47 都道府県委員会には少し特殊な成立事情があります。協会はその草創期、ようやく全ての都道府県に何人かずつ会員を配置できるようになると、「各地方における作業療法の普及発展を図るため、正会員は、都道府県ごとに作業療法士会を構成する。」という規定を設け（旧・定款施行規則）、これが現在の都道府県作業療法士会の礎になりました。士会の構成員は協会の正会員であり、協会の正会員はその各々の地方において士会員として活動するという、そもそもの理念がここに示されていると言えます。

その後、有資格者数の増加に伴い、協会も士会もそれぞれに大きく発展し、法人化を進め、協会は全国組



織としての、士会は都道府県ごとの諸課題に取り組んできました。協会と士会にはそれぞれに固有の課題があります。例えば作業療法士国家試験に関する意見や要望書の作成は全国組織たる協会に固有の取り組みですし、ある県の県行政との関係構築はその県の作業療法士会固有の課題と言えるでしょう。

しかし協会と士会が協働して取り組むべき課題も多々あります。例えば診療報酬や介護報酬などは全国津々浦々日本の作業療法士すべてに関わってくる問題です。協会は国や他団体との交渉を通して作業療法士の配置や有効活用を訴え、その制度化に努めますが、これは言わば作業療法士の活躍の場を用意するお膳立てにすぎません。制度となった配置や活躍の機会を実際に使うかどうかは現場の個々の作業療法士にかかっています。そして、せっかく制度となってもそれが使われなければ、その制度に意味がなくなってしまうどころか、制度化に賛同してくれた国や他団体の不信感を招きかねません。この現場の作業療法士にとって、より身近に存在し、個々の作業療法士の顔が見える関係にあるのは各都道府県の作業療法士会です。

そこで協会は、目下作業療法士が直面し、協会と士会が有機的に協働して解決すべき諸課題について認識を共有し、諸課題に対応するために協会と士会がどのように協力したらよいかを考え立案するための場として「47都道府県委員会」を設置しました。これまでも都道府県作業療法士会連絡協議会という、協会・士会間、また士会どうしの連絡調整の場がありましたが、より迅速な伝達、より確実な連携、より着実な課題解決を図るために、協会内部の組織とすることによって協会の予算を使い、いっそう強力で推し進めていくことにした次第です。47都道府県委員会は協会理事4名と都道府県士会長47名、合計51名の委員で構成され、年間少なくとも4回の会議を開催。今年で言えば、生活行為向上マネジメントの普及、認知症初期集中支援チームへの参画、地域支援事業への取り組み等が中心的な課題となって検討が進められています。

## 6) 大規模災害等により被害を受けた人への支援を目的とする事業

2011年の東日本大震災は、協会が初めて被災者の支援活動に取り組んだ災害でした。それまでも、1995年の阪神・淡路大震災では兵庫県士会が、2004年の新潟県中越地震、2007年の新潟県中越沖地震では新潟県士会が、同じく2007年の能登半島地震では石川県士会が、それぞれ士会として支援活動に取り組んできており、この間に協会も「大規模災害時支援活動マニュアル」などの整備を進めてきましたが、協会として実際にまた本格的に災害支援活動に取り組んだのは東日本大震

災時が初めてだったわけです。そしてその最初の半年間に集中的に行った支援活動はもとより、今日に至るまで続いている息の長い支援活動を通して、被災者の支援というものが、心身両面から対象者の生活を支え社会との接点を作り出す作業療法と、本質的に親近性のあるものであることがおのずと自覚されてきました。

そこで協会は2012年（平成24年）、一般社団法人に移行するにあたって定款を大改定した際に、協会事業の一つの柱として「事故若しくは災害等により被害を受けた障害者、高齢者又は児童等の支援を目的とする事業」を新たに加え、その後これをさらに（今年の定時社員総会で）「大規模災害等により被害を受けた人への支援を目的とする事業」という表現に修正しました。そしてこの事業を担うのが「災害対策室」であり、目下8人の室員が活動しています。

災害対策室の業務分掌は大きく分けて「災害発生時」と「平時」に分かれます。災害発生時には、災害対策室は、会長が設置した災害対策本部（理事により構成され、協会の対応方針や支援策を審議・決定する）の直下に置かれ、その指示に基づいて、被災した都道府県作業療法士会と密接に連携しながら、協会が行う災害支援活動を企画立案したり、支援活動の工程管理を行ったり、また支援活動の結果を災害対策本部に報告したりします。東日本大震災における当協会や士会の活動については『東日本大震災における災害支援活動報告書』（平成26年3月）として詳細にまとめられており、協会ホームページより全文ダウンロード可能となっています（トップページ>会員向け情報>各部・委員会活動>災害対策室の資料）。

他方、災害が起こっていない平時には、災害対策室は当協会の災害支援活動の根拠となる基本指針や規程を整備したり、支援活動に必要な各種マニュアルを作成・改訂したり、災害支援ボランティアの登録・研修を行ったり、都道府県作業療法士会や他団体と連携して災害時の支援体制の整備を行っています。協会が考えている災害支援活動の枠組みや活動の実際については、これも協会ホームページに掲載されている「大規模災害時支援活動基本指針」や「災害支援ボランティア活動マニュアル」をお読みください。そこをご理解いただいた上で、是非あなたも災害支援ボランティアとしての登録をご検討ください。災害支援活動の経験がない方でも、作業療法士としての基本的な姿勢とスキル、被災者支援に貢献したい気持ちがあれば問題ありませんし、登録ボランティア向けの研修会も行われます。是非一人でも多くの会員の登録をお待ちしています。

# 会員事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その5**

このコラムは、シリーズで協会のことをわかりやすく紹介することを目的に連載を始め、今回が5回目です。第3回、第4回と協会の「公益目的事業部門」の諸事業を取り上げて解説してきましたが、今回は「法人管理運営部門」の業務の概要を説明していきたいと思えます。

### 日本作業療法士協会はどのような団体か（4）

#### 5. 法人管理運営部門

協会の「公益目的事業部門」が公益に資する様々な事業活動を行っているのに対し、「法人管理運営部門」は事業活動の主体たる協会を法人として適切に運営し、また法人の構成員たる会員の管理や福利に資する業務を担っている部門です。部署としては事務局といくつかの独立した委員会が置かれ、事務局の中にはさらにいくつかの小委員会が活動しています（表1）。

##### 1) 事務局

事務局の業務は、主に法人職員によって担われている総務的な業務と、事務局内委員会によって担われている専門特化した業務とに分けられます。

##### (1) 総務的な業務

総務的な業務は、①庶務、②財務、③法務、④その他の業務に分けられますが、内容が多岐にわたりますので、誌面の都合上ほとんど業務名の列挙しかできません。

①庶務としては、入会・退会・休会・異動等の管理や名簿の作成などを行う「会員管理」、国や他団体などからの文書の收受や公文書の作成・発出等を行う「文書管理」、社員総会・理事会・常務理事会・三役会等の会場設営・資料作成・議事録作成などを行う「会議運営」、法人職員の「人事・労務管理」、事務所の「施設・設備管理」などの業務があります。「会員管理」業務は協会が独自に開発したコンピュータシステムを用いて行っており、ここから会員向けの各種発送物の発送データを作ったり、代議員選挙時の選挙区を確定したり、登録情報を基に会員統計資料を作成したりしています。この会員管理システムには幾重にもセキュリティをか

け、専門業者によるセキュリティ診断も受けて、会員個人情報の保護には万全を期しています。

②財務としては、会費の請求・入金確認・督促等を行う「会費収納」、各年度の収入見込みとともに公益目的事業の予算申請を取りまとめる「予算案の作成」、計画された事業の進捗に伴う会計の「出納業務」や「予算執行管理」、年度末の「決算書の作成」やそれに伴う会計監査、社員総会への決算書類の提示などの業務があり、「資産の維持・管理・運用」や「法人職員の給与・社会保険事務」なども含まれます。これらの業務は会計事務所の指導の下、専用の会計ソフトを用いて行っています。

③法務としては、顧問弁護士の助言・指導の下に、法人の根拠法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をはじめとする関係法規に照らして、法人としての統制と運営について、また協会の定款・諸規程の整備や改正に関して法的な点検を行っているほか、委託業者との契約締結にあたって、また協会の著作権や知的財産に関しても法的な検討を加えて必要な対応を行っています。


④上記の庶務・財務・法務は、法人を運営するための基盤となる業務ですが、これら以外にも、都道府県作業療法士会、世界作業療法士連盟や各国の作業療法士協会、国内の関係団体や学術団体、各種協議会やネットワーク、関係省庁、各種委託業者など外部との関係性の中で、事務局は協会の窓口として連絡調整、情報収集と情報交換等を行う業務を担っています。

##### (2) 事務局内委員会

事務局内には現在、①総会議事運営委員会、②企画調整委員会、③規約委員会、④統計情報委員会、⑤福利厚生委員会、⑥表彰委員会、の6つの小委員会があります。

表1 法人管理運営部門の業務一覧

部署	部内委員会	分掌事項	業務
事務局	庶務	法人の庶務に関する事	会員管理（入会・退会・休会・異動等の管理、名簿の作成）
			文書管理（文書の收受、公文書の作成等）
			会議準備（社員総会、理事会、常務理事会、三役会等）
			人事・労務管理
			施設・設備管理
		法人の財務に関する事	会費収納（請求書の発出、入金確認と入力、督促等）
			予算案の作成（収入見込み、予算申請の取りまとめ、全体精査）
			出納業務
			予算執行管理
			決算書の作成（監査、社員総会への対応も含む）
			資産の維持・管理・運用
		法人の法務に関する事	職員給与・社会保険事務
			法人運営の法的点検
	定款・諸規程の点検		
	契約関連業務		
	国内の関係省庁・団体等の連絡調整に関する事	訴訟対応	
		都道府県作業療法士会との連携・情報交換	
		世界作業療法士連盟・各国作業療法士協会との連携・情報交換	
		国の省庁（厚生労働省・文部科学省等）との連絡調整	
	総会議事運営委員会	総会運営に関する事	他の関係機能団体・協議会等との連絡調整
企画調整委員会	協会活動の企画と調整に関する事	社員総会の準備・運裡	
		作業療法5ヵ年戦略の策定・工程管理・見直し等	
		各年度の重点活動項目の策定	
		協会活動の事業評価	
		作業療法白書の作成	
女性会員の協会活動への参画促進			
規約委員会	定款、定款施行規則等に関する事	定款、定款施行規則、諸規程の新設・改正	
統計情報委員会	協会の情報整備・管理に関する事	会員統計資料の作成	
		会員管理システムの整備・協力	
		都道府県作業療法士会版会員管理システムの整備・運用	
		統計調査システムの構築に向けての検討	
福利厚生委員会	会員の福利厚生に関する事	団体保険の導入・改善に関する検討	
		女性会員の協会活動への参画促進	
		会員の福利相談への対応	
		会員の求人状況に関する調査	
表彰委員会	会員の表彰に関する事	名誉会員表彰・会長表彰・特別表彰の一次審査	
		表彰式典の準備・実施	
		他団体から依頼のあった表彰に関する候補者の推薦	
表彰審査会	表彰候補者の表彰の適否の審査に関する事	名誉会員表彰・会長表彰・特別表彰の候補者の審査	
選挙管理委員会	代議員選挙と役員選任に関する事	代議員選挙と役員選挙の準備・実施・報告	
倫理委員会	作業療法士の倫理に関する事	倫理案件の収集、倫理委員会の開催、調査の実施、裁定案の作成	
研究倫理審査委員会	本会が行う研究の倫理審査に関する事	本会が行う研究事業の倫理審査の実施	



①総会議事運営委員会は、文字通り社員総会の準備と開催・運営を業務とする部署です。総会の会場を準備し、総会議案書を作成して公表し、代議員（社員）に開催通知を発信し、出欠の確認・議決権行使書・委任状の取りまとめなどを行います。また総会当日は受付に始まり、定足数の確認、総会の進行管理、入退場の管理、採決にあたっての賛否数の確認などを行います。

②企画調整委員会は、法人全体の事業活動を総括し、その方向性を提案するとともに実施の工程管理や調整を行います。「作業療法5ヵ年戦略」の策定・工程管理・見直し、5ヵ年戦略に基づく各年度の「重点活動項目」の策定、年度終了後の「事業評価」などを主たる業務とし、5年毎に発行される『作業療法白書』の編集などもこの委員会の業務となっています。

③規約委員会は、協会の規約全般を管轄し、定款、定款施行規則について必要に応じて見直しを図り、施行規則以下の諸規程や細則についても適宜新設・改正を行っています。上述の法務とも密接に連携しながら、協会活動を円滑に進めていくための規則を整備することを業務としています。

④統計情報委員会は、上述の庶務（会員管理業務）と密接に連携しながら、会員管理システムの整備・改善に協力するとともに、毎年度3月末時点での会員データに基づいて統計資料を作成し、機関誌（本誌9月号）に掲載しています。また、会員管理システムを都道府県作業療法士会と接続して会員情報を共有するという事業も十数年前から進めてきており、すでに42の士会と接続できています。

⑤福利厚生委員会は、会員の福利相談への対応をはじめ、女性会員向けに産休・育休後の復職を支援する取り組みや、協会活動への参画を促進するための取り組みなども行っています。また、協会が団体契約をする各種保険についての導入・改善に関する検討、求人状況に関する調査、業務中の事故に関する調査なども行っています。

⑥表彰委員会は、協会が会員を対象に実施している各種表彰（会長表彰・特別表彰など）の一次審査や、他団体の表彰に当協会から候補者を推薦する業務、そ

して当協会が執り行う表彰式典の準備や実施を主たる業務としています。

## 2) 独立した委員会

法人管理運営部門の中には、事務局から独立した形でいくつかの委員会が動いています。①選挙管理委員会、②倫理委員会、③表彰審査会、④研究倫理審査委員会がそれで、事業活動や法人運営の流れに直接左右されることなく、比較的独立性を保った形での判断が求められる事柄が取り扱われます。

### (1) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、全会員が投票権をもっている代議員選挙や役員候補者選挙（いずれもインターネット投票）を、その準備から実施まで一貫して取り仕切っているほか、総会で社員（代議員）によって行われる役員選任決議の投票と開票の管理・報告もこの委員会が準備し実施しています。

### (2) 倫理委員会

倫理委員会は、当協会の会員が関与した倫理問題事案の情報を収集し、必要に応じて個別に対応したり、調査を行ったり、倫理委員会を開催して協会としての裁定案を検討することを業務としています。協会は「倫理綱領」と「作業療法士のための職業倫理指針」を策定しており、これらに抵触する案件はその軽重に応じて除名、退会、譴責、戒告等の処分を行っています。

### (3) 表彰審査会

表彰審査会は、表彰委員会で一次審査を経た会長表彰や特別表彰の候補者、また名誉会員表彰の候補者についても最終的に総合的な審査を行い、理事会に上程することを業務としています。

### (4) 研究倫理審査委員会

研究倫理審査委員会は、当協会（法人）が主体となって実施する研究に関して、その倫理審査を行うことを業務としています。協会が主体となって取り組む研究は、国庫補助金を受けて行う研究事業などが主たるものですが、その倫理的な質を担保するために「日本作業療法士協会が行う研究に関する倫理指針」に則り、医学・法律・一般の立場を代表する外部委員を交えて厳正な審査を行うこととしています。



# 会員事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その6**

これまで協会がどのような事業活動を展開しているか、どのような体制で法人が運営されているかを述べてきました。そこで今回は、そういう協会活動を担っているのは誰か、どのような人が協会活動に従事しているかについて解説していきたいと思います。

### 協会活動を担っているのは誰か

協会活動を担っているのは誰か？——この問いは決して他人事ではありません。広い意味で言えば、協会活動を担っているのは協会の構成員たる会員の皆さん一人ひとりです。ご自分が望むと望まざるとに関わらず、会員一人ひとりが日本作業療法士協会という職能団体の最前線に立っているのであり、少なくとも一般国民や他職種などの“外部”から見れば、あなたは協会の“顔”と見なされ、あなたの一挙手一投足が作業療法士を代表するものとして映るわけですし、ひいてはそれが作業療法士という職能全般の評価につながる可能性もあるのです。

しかしより狭い意味で協会活動に携わっている人たちがいます。それはまず協会の社員（代議員）であり、役員（理事及び監事）であり、その下で様々な部や委員会、事務局等の活動に従事している人たちのことです。この意味での協会活動従事者は現在、194名の社員、26名の役員、800余名にのぼる協会各部署の部員・委員等、そして14名の法人職員から成ります。

#### 1. 社員

社員とは、会社の従業員を意味する、いわゆる“会社社員”のことではありません。一般社団法人の社員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法）上の用語で、法人の最高意思決定機関である総会の構成員であり、総会に参加して議決権を行使することができる人のことを指します。

日本作業療法士協会の場合、2011年度までは全ての会員が社員でした。しかし会員が5万人近くなり、この人数で社員総会を開催・運営することが種々の意味で現実的でなくなってきたことから、2012年度に一般社団法人に移行した際に代議員制を導入。これにより、正会員から選出された代議員が法人法上の社員と

いうことになりました。大急ぎで付け加えておきますと、協会の構成員はあくまでも会員（正会員、賛助会員、名誉会員）であり（定款第5条）、社員総会を構成するという点を除けば、社員と同等の諸権利も保障されています（定款第11条9項）。

当協会では4年に一度代議員選挙を実施し、正会員の約300人に1人の割合で代議員を選出します（定款第11条1項2項）。現在194名の社員がいますが、ちょうど今年が改選の年に当たりますので、会員の皆さんにはぜひ11月に行われる代議員選挙に関心を持ち、積極的に投票に加わっていただきたいと思います。

社員総会は協会の最高の意思決定機関です。ここでは、①会員の除名、②理事及び監事の選任又は解任、③理事及び監事の報酬等の額、④定款の変更、⑤解散及び残余財産の処分、⑥その他社員総会で決議するものとして法人法又はこの定款で定められた事項、を決議することが定められています（定款第15条）。⑥のその他の事項で特に重要なのは、前年度の決算書や事業報告の承認であり（法人法第126条）、そのほかにも協会の運営方針や重要課題について審議が行われます。一見してあまり魅惑的な内容ではないと思われるかもしれませんが、いずれも協会にとって基本的に最も重要な事項ばかりですので、社員総会を経ないと、協会事業は前に進んでいきません。

#### 2. 役員

法人法という役員とは「理事」及び「監事」のことを指します（法人法第63条）。役員は基本的に正会員が立候補してなるものであり、候補者一人ひとりについて社員総会で決議が行われ、その結果、過半数の賛成を得た者が得票順に選任されることとなっています。理事の任期は2年、監事の任期は4年で、今年の社員総会で新たに23名（定員の上限）の理事が選任されたことは記憶に新しいことでしょう。

## 1) 理事

理事は理事会に出席し、協会が事業活動を行っていく上で必要な（つまり業務執行に関する）様々な意思決定に参画します。会長、副会長、常務理事も理事の一員ですが、理事以上の権限を持つ者として、理事会において、これらの理事の中から選定されます。会長は、法人法上の「代表理事」のことであり、文字通りこの法人を代表し統括する権限を有しています。例えば契約書などに協会を代表して署名捺印することができるのは、基本的に会長のみ許された権限です。副会長と常務理事は法人法上の「業務執行理事」にあたり、理事会での意思決定に参画するだけでなく、決定された業務を執行する権限を持っています。当協会では代表理事と業務執行理事を構成員とする「常務理事会」を設置しており、理事会の委託を受け、最終的には理事会で審議・決定すべき重要案件について集中して審議を深める機能を担っています。この業務執行理事のうち、特に会長の職務を補佐する役割を担う者として副会長が3名、それ以外の業務執行理事8名が常務理事として位置づけられています。

理事は、理事会の構成員であるだけでなく、会務運営上の様々な職務にも携わっています。現在の執行体制においては、学術部・教育部・制度対策部・広報部・国際部の各部長、災害対策室の室長、47都道府県委員会の委員長、事務局の局長・次長には副会長もしくは常務理事が就任していますし、上記各部署の副部長・副室長・副委員長等には理事が就任しています（本誌第40号、2015年7月発行、p6参照）。協会の公益目的事業部門・法人管理運営部門でどれほど多岐にわたる業務が行われているかはこの連載でも詳しくお伝えしてきましたが、理事たちはこれらの業務を統括し指示するという責任ある立場にあるわけです。

さらに会長はじめ理事たちは、外部の様々な団体や協議会、各種委員会の構成員となって、協会を代表する立場で出席することが屢々あります。

## 2) 監事

当協会には現在3名の監事がいます。監事は、大所高所から協会活動を監視する“ご意見番”であり、協会理事を歴任したような経験豊かな会員が就任するのが通例です。特に理事のお目付役として、「理事の職務の執行を監査する権限」をもっています（法人法第99条）。理事が不正行為をしたり、法令や定款に違反したりした場合は、直ちにそれを理事会に報告しなければなりません（同第100条）、当該理事に対して当該行為を


やめることを請求することもできます（同103条）。また、理事会に出席し、理事の職務執行を監査するという観点から必要があれば意見を述べることや（同第101条）、年度毎に作成される収支計算書や事業報告書を監査することも監事の重要な役割です（同第124条）。

## 3. 部員・委員

協会では現在、公益目的事業部門、法人管理運営部門の各部署で800人を超える会員が部員・委員等として協会活動に携わっています。この部員・委員たちは、皆さんと同じように日々作業療法士として臨床や教育の業務に従事している傍ら、業務終了後あるいは休日や有休を使って、ボランティアとして協会のために献身的に働いています。部員・委員たちのこの献身的な働きの源泉はどこにあるのでしょうか。

この連載で何度も繰り返してきましたように、協会は「作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の向上に資することを目的と」（定款第3条）しています。つまり協会は、作業療法の学術の向上、作業療法士の技能の研鑽、作業療法士の社会的地位の向上、作業療法の普及等々の活動を、それが国民の健康と福祉のためになるとの信念の下に行っているものであり、端的に言えば、作業療法士による作業療法士のため、ひいては国民のための活動を行っている、ということです。協会活動は、どこか遠い、見も知らぬ、自分とは無関係の“他”なる団体のための活動ではなく、ほかでもない自らの職能のための活動です。全ての作業療法士が（それを意識できているか否かにかかわらず）その活動の恩恵に浴しているわけですし、逆にまた全ての作業療法士がそれを担う責任から免れることもありません。今たまたま協会活動に直接携わっていないからといって、いつまでも他人任せでよい筈はなく、受け手だけに甘んじていてよい筈もないのです。冒頭で述べた、「協会活動を担っているのは協会の構成員たる会員の皆さん一人ひとりです」とは、このような意味で理解していただくとよいかもかもしれません。部員・委員たちの献身的な働きの源泉は「当事者としての責任感」にあると言えるのではないのでしょうか。

協会の部員・委員等として働くことは、それに多くの時間が割かれる反面、付随的には、他に代え難い様々な実益も伴います。日常業務を超えて、国や他団体、そして何よりも協会の考え方や動きをより早く、より身近に、我が事として知り、会得することができます。また、全国の多くの作業療法士と知り合い、より広く



豊かな人間関係を作ることができます。これらによって広い視野を持つことができ、ひいては、そこから日常の業務を客観的に見直して、新たな意欲をもって実践に取り組むことにもつながるでしょう。

協会活動に携わっている部員・委員たちは何か特別な人であるわけではありません。様々なつながりや出会い・機会を通して、あるいはその人の専門性や実践の特殊性によって、協会活動に関わることになることが多いようです。部員・委員等になる手続きは、各部署の長が計画している事業に必要な人材と数を検討して候補者を上げ、協会三役会が決裁を行い、委嘱状を発出することをもって完了します。委嘱期間の基本単位は2年間で、継続は妨げません。

#### 4. 事務局職員

協会事務局には現在14名の常勤職員が勤務しています。ひと昔前までは3~4名ほどでしたので、ここ10年で大きく増員したことになります。このように職員数が増えた背景としては、会員数と予算規模が増加したことにより、一方では、各部署の事業活動が多岐にわたり且つその絶対量も増えたこと、他方では、常勤職員を増員できるだけの資金力がついてきたことが挙げられます。協会各部署の部員・委員等が作業療法士としての仕事の合間にボランティアで行うという旧来のスタイルで出来ることには量的にも質的にも限界があり、作業療法士でなければ出来ない業務以外は、常勤職員の増員に伴い徐々に事務局に移管されてきた経緯があります。

現在、事務局職員はどのような仕事をしているのでしょうか。協会の組織図に従って大きく分けると、法人管理運営部門における狭義の事務局の業務と、公益目的事業部門の各部署の事業活動に関連する業務があります。まず狭義の事務局業務についていうと、5万人からなる会員の入会・退会・休会・異動などを管理する会員管理業務があり、これに関連して、会員の統計情報、福利厚生、表彰などの業務も、それらを専門に担当している事務局内の各委員会と協働して行っています。また、入会金や年会費の収納、現在8億円規模となっている予算案の取りまとめや予算執行・出納の管理など法人会計に関する事務があり、財務担当の理事たちや会計事務所とともに行う最重要の事務局業務の一つに位置づけられています。さらに、協会の定款や諸規程の整備（規約委員会と協働）、各種契約書や協定書の締結、著作権や個人情報保護に関連する法的な

点検など、必要に応じて顧問弁護士の助力も得ながら行う法務関連の対応業務も事務局ならではの仕事と言えるでしょう。そして社員総会（総会議事運営委員会と協働）、理事会・常務理事会などの諸会議の設営や資料準備、公文書の作成や管理に関する業務、協会発行物の在庫管理と受注・発送に関する業務、代議員や役員などの選挙の準備・実施に関連する業務（選挙管理委員会と協働）、倫理問題の対応に関連する業務（倫理委員会と協働）、事務所や備品の整備などの庶務も事務局が行っています。

他方、公益目的事業部門の学術部・教育部・制度対策部・広報部・国際部・災害対策室・47都道府県委員会にもそれぞれ1~複数名の事務局職員が張り付いており、各部署の資料や文書の作成、会議準備、予算申請や予算執行管理、委託業者との交渉・窓口担当業務などをほぼ共通して行っています。部署毎に特殊な業務もあり、例えば学術部関連では事例報告登録システムの管理室、教育部関連では生涯教育制度の認定・審査、各種研修会の準備・運営・受講申込受付等に関する実務、広報部関連では機関誌の編集・制作、ホームページの日常的な更新作業なども事務局職員が行っています。さらに、国庫補助金による研究事業や受託事業の事務局担当、他団体と合同で運営する協議会等の事務局担当を引き受けることも屢々あります。

上に「14名に大きく増員した」と書きましたが、考えようによっては、まだ14名しかいないとも言えます。事務局職員が担当業務を専門特化して行う体制を採るにはまだ人数が足りず、様々な業務を兼務しているのが実情ですし、作業療法士でなければ出来ない業務以外はすべて引き受けるにも至っていません。さらには作業療法士を事務局職員として雇用し、作業療法士でなければ出来ない業務の一部も事務局で担えるようにすることも喫緊の課題になっています。

#### 5. 誰が協会活動を担っていくか

会員、社員、役員、部員・委員、事務局職員と、現在、協会業務を担っている人々を、その数と機能から概観してきました。しかし来年50周年を迎える協会は、なおも現在進行形で成長しつつあり、職能団体として成熟する過程の中で、今後さらに組織のあり方を変貌させていく可能性も秘めています。協会をどのような組織体制で運営していくのが望ましいのか、私たち会員一人ひとりも我が事として共に考えていく必要があります。

# 会員事始め

## 新たに会員になった方に向けて **その7**

会員の皆さんには毎年 12,000 円の年会費をお支払いいただいています。この決して少額とは言えないお金が何に使われているかご存じでしょうか。今回はこの「会費」に焦点を当て、何のための会費なのか、その金額の多寡もさることながら、会費というものの考え方について解説していききたいと思います。

### 会費は何に使われているのか

以前、ある会員から「自分は機関誌は要らないから、そのぶん会費を安くしてもらえないか」という希望が協会事務局に寄せられたことがありました。機関誌の裏表紙に「定価 500 円」と書かれていますから、さしずめ 500 円 × 12 ヶ月分で、6,000 円は安くなるに違いない、とお考えになったのでしょうか。しかし残念ながら、会費は機関誌『日本作業療法士協会誌』や学術誌『作業療法』の購読料ではありません。確かにそれら定期刊行物の制作にかかる諸費用や送料にも会費の一部が使われていますが、そもそも会費は、協会が会員の皆さんに提供するサービスの対価として頂いているわけではないのです。

#### 1. 会費はあなたが推進する公益的な諸事業のための“拠出金”

この連載を最初からお読みいただいている方には既に察しがついていることと思いますが、日本作業療法士協会は「作業療法士の学術技能の研鑽及び人格の陶冶に努め、作業療法の普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の向上に資することを目的と」している団体です（定款第3条）。つまり、国民の健康と福祉の向上に資するという目的がまずあって、それを達成するための一つの手段として例えば作業療法士の学術の研鑽があり、作業療法士の学術を研鑽するための一つの手段として学術誌『作業療法』の編集・刊行があるのです。ですから、例えばあなたが学術誌『作業療法』に投稿したりその掲載論文を読んだりすることは、あなた個人の営為としてはあなたの知的水準を高めるこ

とになりますが、それと同時に、あなたという一人の作業療法士の、ひいてはあなたを含む作業療法士全体の学術的な水準を高めることに繋がり、そういう学術的な水準のより高い作業療法士が行う作業療法であればこそ、国民の健康と福祉の向上により一層貢献できるはずだ、と考えているわけです。対象者に常に最高の支援を提供することは、国家資格としての作業療法士の公的な使命です。作業療法士の学術的研鑽だけでなく、様々な研修を通して行われる技能の向上や知識の修得、医療保険や介護保険制度の中での適材適所の配置や重点化、新しい職域の開発、利用者や他職種に対する広報や普及振興活動、内外関係団体との連携交流など、協会の全ての事業活動は直接的にも間接的にもこの公的な使命を達成することに向けて行われています。会員一人ひとりの側だけから見れば、自分は協会が提供してくれるサービスの“受け手”に過ぎないと見えるようなことでも、より本質的に協会の目的と作業療法士の公的な使命という観点から見れば、会員の皆さんは協会活動の主体つまり“担い手”であり、この使命を我が事として実現し、自ら推進していく当事者なのです。そしてこれら協会の事業活動を、この規模の団体に相応しく量的にも質的にも適切に実現するためには、(以下に示しますように) それなりにお金がかかります。そのための資金となるのが、会員の皆さん一人ひとりから頂いている会費です。つまり会費は、会員一人ひとりがその構成員となって協会の公益的な諸事業を推進していくための負担金であり、自分と自分の組織を盛り立てていくための言わば“拠出金”なのです。

## 2. 会費収入は、何に、いくら使われているか

それでは、皆さんの会費が何にどれくらい使われているかを、平成26年度決算報告書を例に、もう少し詳しく見ていきましょう。平成26年度の諸経費の合計額は6億5,509万4,319円。このうち事業費が4億864万3,827円、管理費が2億4,645万492円でした。

### 1) 事業費の内訳

事業費は、協会が定款第7条に掲げた公益的な目的の諸事業のために支出する諸費用で、その内訳は次の通りです。

#### (1) 学術部事業費

平成26年度、学術部の事業費は1億1,553万9,695円でした。とても大きな額ですが、学術事業費がこれだけ高額になっているのは、この中に5万人分の学術誌『作業療法』を中心とした印刷製本費と送料という大口の支出が含まれているからです。これだけでも併せて約5,500万円、学術事業費の約半分を占めています。また、この年はWFOT大会が開催された年で、この大会自体の収支は協会とは別会計になっていましたが、WFOT大会の中で日本作業療法士協会が行った企画や展示等に関する費用は協会が支出しており、それがこの学術事業費の中に1,400万円ほど含まれています（通常の年度においては日本作業療法学会の事業費支出がここに加えられることとなります）。さらに協会は国から補助金を受けて研究事業を行うことがしばしばありますが、平成26年度は合計約2,200万円の国庫補助金を得て2つの研究事業（老人保健健康増進等事業）を実施し、全額使い切って研究を終えているので、その約2,200万円の支出もこの学術事業費として計算されています。残る2,000万円ほどは、学術部内の学術委員会、学会運営委員会、学術誌編集委員会などが行う様々な会議等、通常業務にかかる諸費用（旅費交通費、会議費、通信運搬費、等々）とお考えください。また、この事業費の中には、学術部の担当となっている事務局職員の人件費も含まれています（以下の各部署の事業費に関しても同様です）。

#### (2) 教育部事業費

教育部の事業費も9,479万5,113円と、1億円近い額になっていますが、こちらは会員の皆さんが受講され

る生涯教育制度の研修会（年2回の全国研修会や90回を超える大小様々な研修会）を開催するための関連諸費用が大きな割合を占めています。例えば旅費交通費が3,600万円弱かかっていますが、ここには生涯教育制度を検討・推進する部員、研修会を企画・運営する部員、研修会の講師などの一年分の旅費交通費が含まれています。また、諸謝金として1,000万円ほどが支出されていますが、これはほとんどが研修会の講師謝金。800万円の賃借料も研修会会場を借りるための費用です。会員の皆さんがご自分の生涯教育履歴を閲覧するためのコンピュータシステムがありますが、これの構築・改善・保守運用にも約1,000万円が支出されています。教育部内にはこのほかに、作業療法士の養成教育や臨床実習のあり方、国家試験問題の検討、教員の研修などの推進を行っている養成教育委員会、認定作業療法士・専門作業療法士の認定審査や、養成校の教育評価であるWFOT認定等教育水準審査などを行う教育関連審査委員会が常時活動しており、これらの活動費用も教育事業費から支出されています。

#### (3) 制度対策部事業費

制度対策部の事業費は6,054万2,868円で、この中には制度対策部の部内委員会である保険対策委員会、障害保健福祉対策委員会、福祉用具対策委員会の事業費だけでなく、生活行為向上マネジメント推進プロジェクト委員会や認知症の人の生活支援推進委員会といった特設委員会、さらには災害対策室や47都道府県委員会の活動費用も含まれています。いずれもわが国の社会保障制度の中で作業療法士の立場と課題を見定め、協会が取り組むべきこと、会員一人ひとりが為すべきことを検討し、対外的には様々な渉外活動、会員に対しては今作業療法士に求められている技能や力量を高めるための様々な方策を打ち出すことを業務としています。その諸会議を行うための旅費交通費、打ち出された方策を実現・推進していくための活動費用、都道府県作業療法士会における事業の推進を支援するための委託費などが制度対策事業費全体の3分の2以上を占めています。

#### (4) 広報部事業費

広報部も1億2,188万7,872円と、学術部と並んで1億円を超える事業費となっていますが、毎月5万人の



会員に配布している機関誌『日本作業療法士協会誌』や、一般市民や多職種向けに今や12万部も作成・配布している広報誌『Opera』、ポスターやパンフレット等の印刷製本費や送料（併せて7,400万円相当）が大きな支出となっています。また広報部の場合、これらの刊行物・印刷物の制作や様々な出展活動にあたってプロのデザイナーに委託することが多々あり、これらの委託費も合算すると2,400万円ほどかかっています。そして平成26年度はWFOT大会があり、この大会における日本作業療法士協会ブースの出展活動を広報部が担いましたので、これに関する諸費用が印刷製本費や委託費等に上乘せられています。さらに広報用DVDの制作や配布、ホームページの管理運用、「作業療法フォーラム」等の公開講座の企画運営などの業務にかかった費用が広報事業費として支出されています。

#### (5) 国際部事業費

国際部の平成26年度事業費は1,587万8,279円で、ここには平成26年度の大きな目玉であったWFOT代表者会議にかかる諸費用（約400万円）が含まれており、またこの代表者会議の準備運営のために活動した部員や、国際シンポジウムに招聘した外国人講師の旅費交通費など（240万円相当）もここから支出されました。

## 2) 管理費の内訳

管理費は、それ自体は直接的に公益目的事業のための出費ではありませんが、それ無くしては公益的な事


業を行うこともできない、日本作業療法士協会という法人組織を管理運営するための諸費用、言わば“ベースキャンプの設置代”のようなものです。これが平成26年度は2億4,645万492円かかりました。その主な内訳を挙げると、常勤役員の報酬や事務局職員の賃金（約3,000万円）、理事が活動するための旅費交通費等の諸経費（約3,200万円）、事務所を維持するための家賃等の賃貸料（約3,500万円）、協会が保有する各種コンピュータシステムの構築や保守運用の費用や発送業務等の委託費用（約4,000万円）、会費の請求・督促や会員証の発送等にかかる通信運搬費（約2,600万円）、会員の皆さんが加入している作業療法士総合補償保険制度の基本プラン保険料（約1,900万円）、といった具合です。全会員に関わる諸費用は、個々の単価は少額でも、会員が5万人ともなると多くのお金がかかることがお分かりいただけると思います。

### 3) 一人分の会費を用途別に分けてみると

以上述べてきた様々な事業費や管理費をまとめると下の一覧表の「経費」のようになります。しかしこれでは額が大きすぎてイメージしにくいかもしれません。そこで、個々の経費の支出全体に対する「比率」を割り出し、それを一人あたりの年会費に当てはめてみると、年会費12,000円が、どのような目的で、いくらずつ使われているのかが、おおよそ分かっていただけるものと思います。これはあくまでも一つの目安にすぎ

科 目	経費（総額）	比率 <sup>**</sup>	一人分の会費の用途別内訳（目安） <sup>**</sup>
<b>事 業 費</b>	<b>408,643,827 円</b>	<b>62.4%</b>	<b>7,486 円</b>
学術部	115,539,695 円	17.6%	2,116 円
教育部	94,795,113 円	14.5%	1,736 円
制度対策部	60,542,868 円	9.2%	1,109 円
広報部	121,887,872 円	18.6%	2,233 円
国際部	15,878,279 円	2.4%	291 円
<b>管 理 費</b>	<b>246,450,492 円</b>	<b>37.6%</b>	<b>4,514 円</b>
<b>合 計</b>	<b>655,094,319 円</b>	<b>100.0%</b>	<b>12,000 円</b>

<sup>\*\*</sup>四捨五入して表示しているため、計算が合わないように見える数値がありますことをご了承ください。



ませんが、会費の使われ方のイメージをもっていたくための試算とお考えください。

### 3. 会費を支払うメリット？

「会費を支払うメリットは何か？」という問いを時々耳にします。この「メリット」とやらを感じられないから、という理由で協会を退会していく方がいるのも（残念ながら）事実です。しかしそもそもこの問いの立て方は正しいのでしょうか。正しいとも言え、正しくないとも言えるように思います。

何らかの理由で、もう二度と作業療法士として働かない、作業療法とは縁の無い世界で生活することにした、という方なら分からないではありません。なるほどそういう方にとっては、もはや作業療法士の国家資格はその人のアイデンティティを形成するものにはなっていないでしょうし、日本作業療法士協会の諸事業を支える費用を負担することに意味や利得を見いださなくなったとしても仕方ありません。

しかし作業療法を生業としている方にとってはどうでしょう。作業療法が何であり、それをどのように体得すべきかを、自分一人の力で究めた人がいるのでしょうか。作業療法士として働く場があること、作業療法士の専門性が評価され、それに対する報酬が設定されていることを、自分一人の力で国と交渉し—から開拓し獲得した人がいるのでしょうか。今のこの激動する時代に、作業療法士にどのような知識や技能が求められているかを、自分一人の力で調査し、情報を得、自分一人の力でそれに相応しい的確な内容と方法で自己訓

練ができている人がいるのでしょうか。作業療法の有用性を広め、その社会的信用を築くために、自分一人の足で全国を行脚し、普及・振興に努力している人がいるのでしょうか。——いませんし、原理的にも出来ないのです。これらのことは全て日本作業療法士協会が、50年の歳月をかけた組織的な取り組みを通して、学術的な知見を積み上げ、教育研修を通して専門職としての質の維持・向上を図り、その有用性の普及・振興に努め、全国組織であればこそ相手にしてくれる国や他団体に対して粘り強く交渉を重ねてきた成果なのです。そしてこのような協会の活動は、過去50年間必要であったように、これからも作業療法士という専門職があるかぎり絶えず必要であり、続けていかなければなりません。

最初の問いに戻りますと、「会費を支払うメリット」と言って、それが何か個人の所有欲を満たすような、損得勘定でいうところの“お得感”としてのメリットなら、そのようなメリットはさほど大きくないかもしれません。しかし、あなたが今作業療法士として仕事ができ、それが世の中で国民のために役立っていること自体がメリットと言えるなら、それこそ最大のメリットです。そしてそれは結局、“私”を中心とした損得勘定を超えて、作業療法士という専門職が存在することの善さ、作業療法の存在意義に向けて昇華していくものであるように思います。会員の皆さんから拠出いただいている会費はその善さを様々な側面から実現していくためにこそ使われているのです。